

川崎市交通局規程第 6 号

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年交通局規程第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 1 4 の項中「の看護」を「の看護等」に、「を看護する」を「の看護等をする」に改め、同表備考中「であって、任用期間が 6 月以上」を削る。

別表第 5 の付表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 5 の付表第 3

子の看護等休暇日数表

養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）が
1 人の場合

所定勤務日数		任用期間の月数						
1 週間の勤務日数	1 年間の勤務日数	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月以上
5 日以上	217 日以上	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	7 日
4 日	169 日から 216 日まで	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日
3 日	121 日から	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日

	168日まで							
2 日	73日から 120日まで	0 日	0 日	1 日	1 日	1 日	1 日	2 日
1 日	48日から 72日まで	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	1 日	1 日

養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）が
2 人以上の場合

所定勤務日数		任用期間の月数						
1 週間の勤務日数	1 年間の勤務日数	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月以上
3 日以上	121 日以上	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日
2 日	73 日から 120 日まで	0 日	0 日	1 日	1 日	1 日	2 日	3 日
1 日	48 日から 72 日まで	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	1 日	1 日

別表第 5 の付表第 4 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 5 の付表第 4

短期の介護休暇日数表

短期の介護に係る要介護者が 1 人の場合

所定勤務日数		任用期間の月数						
1 週間の勤務日数	1 年間の勤務日数	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月以上
3 日以上	121 日以上	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日	5 日
2 日	73 日から 120 日まで	0 日	0 日	1 日	1 日	1 日	1 日	2 日
1 日	48 日から 72 日まで	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	1 日	1 日

短期の介護に係る要介護者が 2 人以上の場合

所定勤務日数		任用期間の月数						
1 週間の勤務日数	1 年間の勤務日数	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月以上
3 日以上	121 日以上	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日	10 日
2 日	73 日から 120 日まで	0 日	0 日	1 日	1 日	1 日	2 日	3 日
1 日	48 日から 72 日まで	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	1 日	1 日